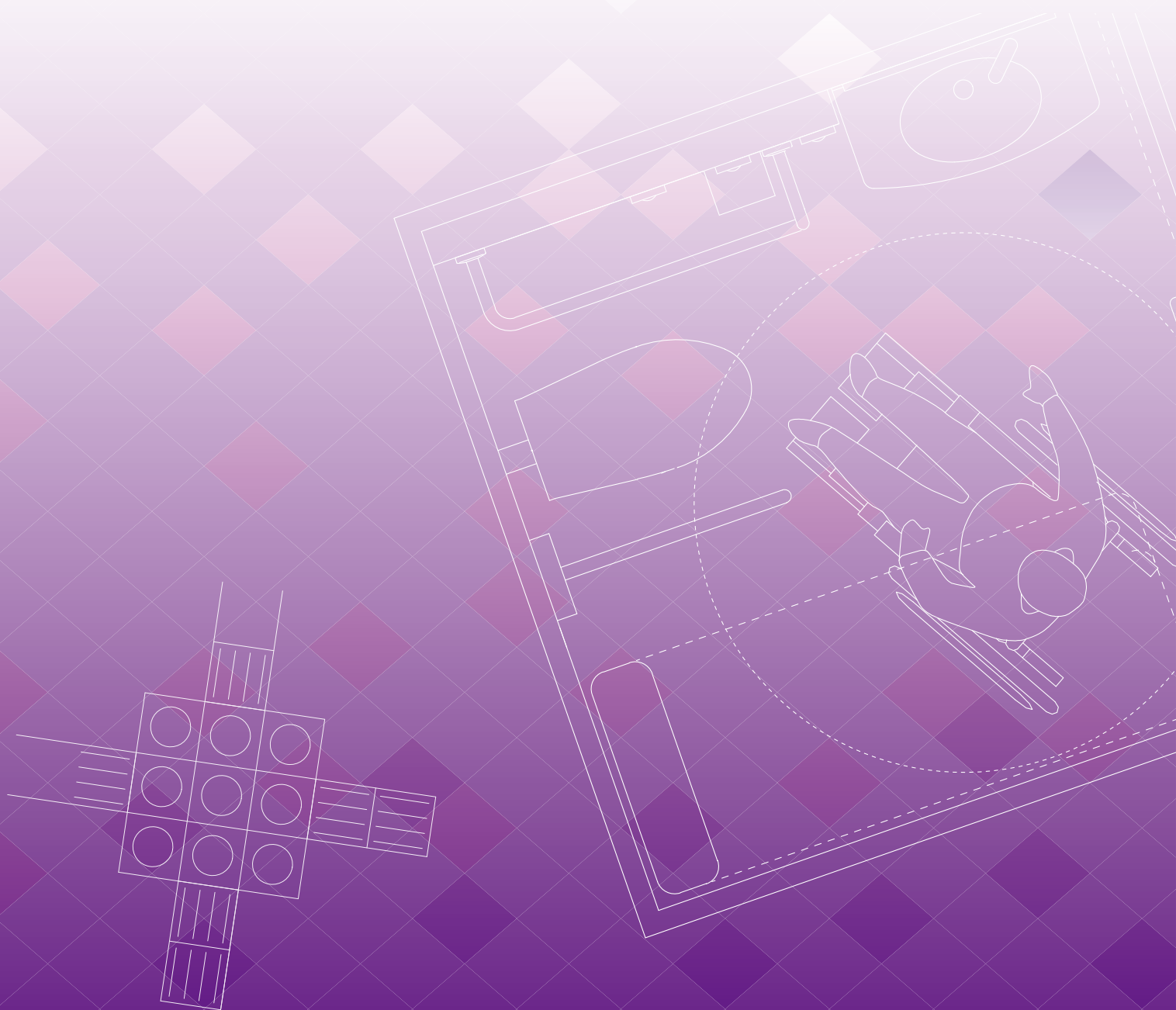


東京都福祉のまちづくり条例

# 施設整備マニュアル

抜粋資料



平成31年(2019年)3月改訂版



## はじめに

東京都は、高齢者や障害者を含めた全ての人が安全で、安心して、快適に暮らし、訪れることができる社会の実現に向けて、平成7年に東京都福祉のまちづくり条例を制定し、都独自の整備基準による施設の整備等に取り組んできました。

このマニュアルは、全ての人が施設を円滑に利用できるようにするための「整備基準」について、図解も含めて詳しく解説するとともに、より高い水準である「望ましい整備」についても説明し、事業者や設計者の方々が建築物等を設計する上で必要となる事項を盛り込んでいます。

前回のマニュアル改訂から4年が経過し、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定等を踏まえ、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」の改正、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改訂、「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」の策定など、バリアフリーに関する基準の見直しがされています。

これらの内容を踏まえ、東京都福祉のまちづくり条例施行規則においても、観覧席・客席におけるサイトラインや宿泊施設の客室、公共交通施設に関する基準の改正を行うなど、バリアフリー化の一層の推進を図ることとし、今回のマニュアル改訂にも反映させています。

このマニュアルが、事業者及び設計者をはじめ、都民の皆様方が、ユニバーサルデザインを基本とした福祉のまちづくりを進める一助となることを期待いたします。

平成31年3月

東京都福祉保健局長 内藤 淳

# 目次

## 概要

1	東京都における福祉のまちづくりの経緯	10
2	条例の対象となる施設	12
3	施設整備の進め方	13
4	事務手続の流れ	14
5	ユニバーサルデザインの考え方に基づく整備手法	15
6	このマニュアルの見方	18

## 設計

1	建築物編	25
—	基本的考え方	26
I	建築物（共同住宅等以外）	45
①	移動等円滑化経路等	46
②	出入口	50
③	廊下等	56
④	階段	62
⑤	階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	68
⑥	エレベーター及びその乗降ロビー	74
⑦	特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	84
⑧	便所（トイレ）	88
⑨	浴室又はシャワー室	104
⑩	宿泊施設の客室	110
⑪	観覧席・客席	120
⑫	敷地内の通路	124
⑬	駐車場	130
⑭	標識	138
⑮	案内設備	142
⑯	案内設備までの経路	146
⑰	公共的通路	152
⑱	子育て支援環境の整備	158
⑲	洗面所	164
⑳	更衣室・脱衣室	166
㉑	屋上・バルコニー	168
㉒	カウンター	170
㉓	公衆電話	172
㉔	自動販売機・水飲み器	174
㉕	コンセント・スイッチ	176

②⑥緊急時の設備・施設	178
②⑦手すり	182
②⑧床の滑り	186
②⑨店舗内の通路や座席	190

II 共同住宅等	195
①特定経路等	196
②出入口	200
③廊下等	206
④階段	210
⑤階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	216
⑥エレベーター及びその乗降ロビー	220
⑦特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	226
⑧便所（トイレ）	230
⑨浴室又はシャワー室	240
⑩敷地内の通路	244
⑪駐車場	250
⑫標識	254
⑬案内設備	256
⑭案内設備までの経路	258
⑮公共的通路	262

III 小規模建築物	267
－ 基本的考え方 －	268
①出入口	270
②便所（トイレ）	274
③敷地内の通路	278

<b>2 道路編</b> .....	281
－ 基本的考え方 － .....	282
①歩車道の分離 .....	284
②歩道の有効幅員 .....	288
③横断歩道 .....	292
④立体横断施設 .....	294
⑤ベンチ等 .....	296
⑥歩道と車道との段差（一般的事項） .....	298
⑦歩道と車道との段差（交差点における切下げ） .....	302
⑧歩道と車道との段差（細街路と交差する場合） .....	304
⑨車乗り入れ部 .....	306
⑩歩道舗装 .....	308
⑪案内・標示 .....	310
⑫視覚障害者誘導用ブロック .....	312
⑬駐車場（道路付属物としての駐車場） .....	316
<b>3 公園編</b> .....	317
－ 基本的考え方 － .....	318
①出入口 .....	320
②園路 .....	324
③階段 .....	328
④傾斜路 .....	332
⑤転落防止等 .....	334
⑥休憩所 .....	336
⑦野外劇場・野外音楽堂 .....	338
⑧公園内建築物・屋内設備 .....	342
⑨駐車場 .....	344
⑩便所（トイレ） .....	348
⑪水飲み・手洗場 .....	358
⑫案内・標示 .....	360
⑬ベンチ .....	364
⑭野外卓 .....	366
⑮排水溝（ます） .....	368
⑯広場 .....	370
⑰修景施設 .....	371
⑱遊戯施設 .....	372
⑲運動施設 .....	373
都立庭園におけるバリアフリー化について .....	374

<b>4 公共交通施設編</b> .....	379
－ 基本的考え方 － .....	380
I 公共交通施設 .....	383
①移動等円滑化経路 .....	384
②出入口 .....	386
③駐車場 .....	388
④コンコース・通路・ホール等 .....	390
⑤出札・案内所等 .....	392
⑥階段 .....	394
⑦傾斜路 .....	398
⑧エレベーター .....	400
⑨エスカレーター .....	406
⑩便所（一般用トイレ） .....	410
⑪便所（だれでもトイレ） .....	414
⑫旅客待合所 .....	418
⑬戸 .....	420
⑭案内板等 .....	422
⑮視覚障害者誘導案内用設備 .....	426
⑯視覚障害者誘導用ブロック .....	428
⑰手すり .....	432
⑱券売機 .....	436
⑲休憩施設（ベンチ等） .....	438
⑳その他の設備 .....	440
II 鉄軌道駅 .....	441
①改札口 .....	442
②乗降場（プラットフォーム） .....	444
③軌道の停留場 .....	448
III バスターミナル .....	449
①バスターミナル .....	450
②バス停留所 .....	451
IV 旅客船ターミナル .....	453
①旅客船ターミナル .....	454
V 航空旅客ターミナル .....	457
①航空旅客ターミナル .....	458
<b>5 路外駐車場編</b> .....	461
①路外駐車場車椅子利用者用駐車施設 .....	462
②路外駐車場移動等円滑化経路 .....	463

## 資料

<b>1 関連法令等</b> .....	467
1-1 東京都福祉のまちづくり条例 .....	468
1-2 東京都福祉のまちづくり条例施行規則 .....	473
1-3 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー法) 関係 .....	559
1-4 高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例 (東京都建築物バリアフリー条例) .....	609
<b>2 各種規格等</b> .....	615
2-1 標識、設備及び機器への点字の適用方法 (JIS T 0921 : 2017) .....	616
2-2 触知案内図の情報内容及び形状並びにその表示方法 (JIS T 0922 : 2007) .....	618
2-3 点字の読み方 .....	621
2-4 視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列 (JIS T 9251 : 2014) .....	622
2-5 エレベーターについて .....	626
2-6 公共トイレにおける便房内操作部の形状、色、配置及び器具の配置 (JIS S 0026 : 2007) .....	629
2-7 案内用図記号 (JIS Z 8210 : 2017) 抜粋 .....	631
2-8 案内用図記号 (JIS Z 8210 : 2017) 以外の図記号 .....	633
2-9 色弱者の特性と色の選び方 .....	635
2-10 書体について .....	638
2-11 基本寸法 .....	640



# 概要

## 1 東京都における福祉のまちづくりの経緯

### (1) 福祉のまちづくり条例制定に至る経緯

東京都は、昭和 56 年の国際障害者年を契機とする福祉のまちづくりの取組の中で、知事の諮問機関として昭和 59 年に「福祉のまちづくり東京懇談会」を設置しました。

同懇談会からの提言（昭和 61 年）をもとに、さらに、障害者団体をはじめ多方面からの広範な意見を取り入れ、昭和 63 年に「東京都における福祉のまちづくり整備指針」を策定しました。この整備指針は、都における福祉のまちづくりの総合的な展開のあり方を示すものであり、また、公共建築物や公共交通施設、道路、公園などについて、高齢者や障害者を含む全ての人が利用しやすいよう具体的な整備基準を規定したものです。

また、平成 5 年には、福祉のまちづくりの観点から、東京都建築安全条例に「障害者及び高齢者に配慮を要する特殊建築物」についての規定を設けました。

さらに、平成 6 年 4 月、福祉のまちづくりを一層推進し「やさしいまち東京」を実現するため、知事の諮問機関として、学識経験者や事業者団体及び障害者団体の代表者など 30 名の委員で構成する「やさしいまち東京懇談会」を設置し、条例制定を含む福祉のまちづくりの総合的なあり方について、調査・検討を依頼しました。

平成 6 年 11 月の同懇談会からの答申をもとに、「東京都福祉のまちづくり条例」（以下「福祉のまちづくり条例」という。）を平成 7 年 4 月に制定し、平成 8 年 9 月には施行規則を整備し、全面的に施行されました。

### (2) 福祉のまちづくり条例の一部改正

条例制定から 5 年が経過した平成 12 年、急速な少子・高齢社会などに対応するため、新たに子育て支援環境設備（ベビーチェア・ベビーベッド、授乳及びおむつ替えの場所）の整備項目への追加や、共同住宅を整備対象施設とするなど、条例及び規則の改正を行いました。

### (3) ハートビル条例の制定

平成 15 年、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」が改正され、建築確認の審査対象として利用円滑化基準の適合義務を創設し、地方公共団体が条例により対象となる用途や基準を付加できる等の内容が盛り込まれました。これに伴い、都は「高齢者、身体障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」（以下「ハートビル条例」という。）を平成 16 年 7 月に施行しました。

### (4) ユニバーサルデザインの理念に基づく条例への改正

福祉のまちづくり条例に基づき、都民、事業者、学識経験者等からなる「東京都福祉のまちづくり推進協議会」（以下「福祉のまちづくり推進協議会」）が平成 15 年 8 月に意見具申した『「21 世紀の福祉のまちづくりビジョン」のあり方について』において、それまで取り組んできた高齢者や障害者に対するさまざまなバリアを取り除くというそれまでのバリアフリーの視点から、子どもや外国人などを含め、全ての人にとってより快適な環境とするため、はじめからあらゆる方法でバリアを生み出さないようにするユニバーサルデザインの考え方に立って、福祉のまちづくりを進めていくことの重要性を述べました。

都はこれに基づき、「福祉のまちづくりを進めるためのユニバーサルデザインガイドライン」や「都立建築物のユニバーサルデザインガイドライン」を策定するなど、ユニバーサルデザインの考

え方に立って福祉のまちづくりを進めてきました。

一方、国では、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下「交通バリアフリー法」という。）を平成12年11月に施行し、平成18年12月には同法とハートビル法を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）を施行しました。

こうした福祉のまちづくりを取り巻く環境の変化に対応するため、福祉のまちづくり推進協議会が平成20年11月に意見具申した「東京都福祉のまちづくり条例の改正及び推進計画策定の基本的考え方」に基づき、高齢者や障害者を含めた全ての人々が、安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりを進めるよう、平成21年4月、ユニバーサルデザインを基本理念とした条例へと東京都福祉のまちづくり条例を改正しました。それまでの福祉のまちづくり条例では、整備基準への適合努力義務が求められていましたが、新たな条例では、施設整備をこれまでより一歩進めるため、規則で定める一定規模以上の施設について、整備基準への適合を遵守義務としました。（平成21年10月1日施行）

これに伴い、規則で定める整備基準については、「バリアフリー法」や「高齢者や障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」（以下「建築物バリアフリー条例」という。バリアフリー法の施行に合わせ、ハートビル条例を名称変更。）との整合性を図りました。また、建築物については、生活に身近な店舗等のバリアフリー化を進めるため、新築又は改修時に届出を要する施設に小規模な物販店舗等を加えるとともに、併せて、小規模建築物の実態に十分配慮した整備基準を創設しました。（平成21年10月1日施行）

#### **(5) 福祉のまちづくりの進展を踏まえたより望ましい整備**

国は、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」を批准しました。条約締結に先立ち、障害者差別解消法等の国内法令の整備が進められてきました。

また、平成29年2月に、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）を契機とした共生社会の実現に向けて、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」をとりまとめました。平成29年3月には、アクセシビリティに関する指針として、「Tokyo 2020 アクセシビリティ・ガイドライン」が策定されました。それらと並行して、高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改正、バリアフリー法、公共交通機関の旅客施設・車両等に関するバリアフリー整備ガイドライン等の改正が行われました。

これらの動向を踏まえ、東京2020大会とその先を見据えて、誰もがまちの中を円滑に移動できるとともに、全ての人々が同じ水準のサービスを受けられることなどを目指し、共に楽しむことができる福祉のまちづくりをより一層推進するため、車椅子利用者用観覧席・客席等からのサイトラインの配慮を整備基準に追加する規則改正を行いました。（平成31年4月1日施行）

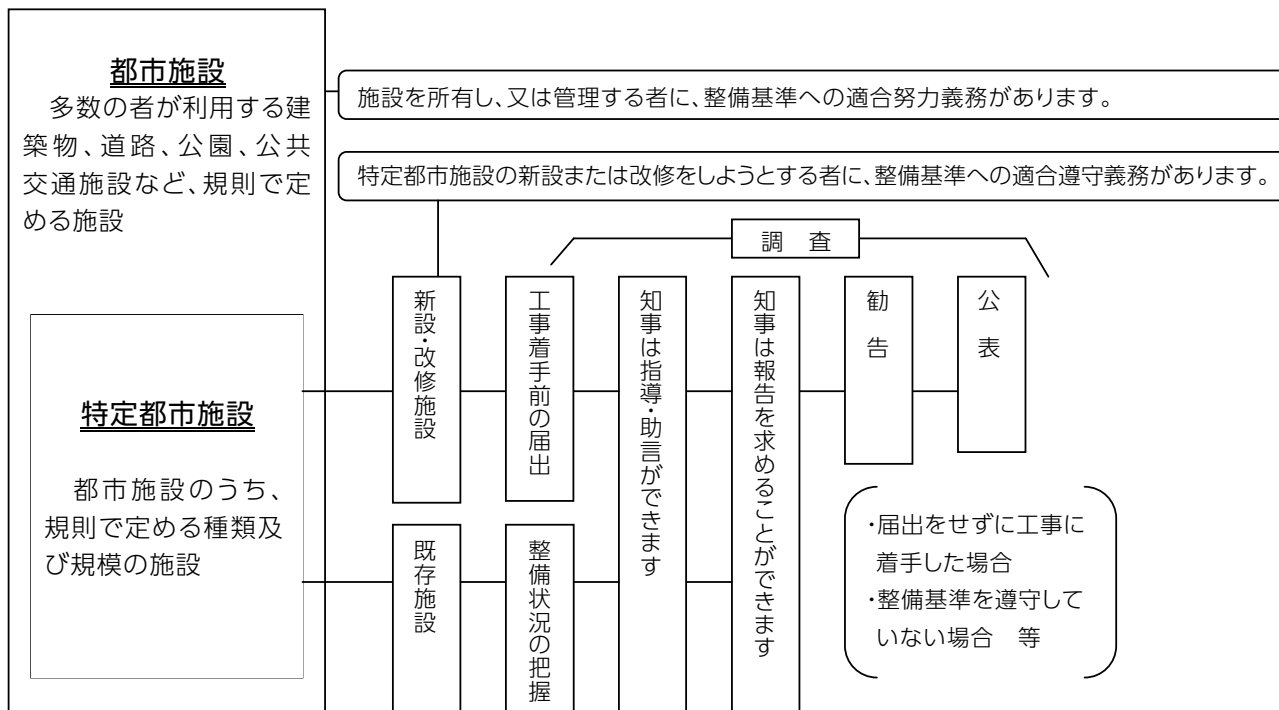
また、建築物バリアフリー条例において、国内で初めて、宿泊施設の一般客室の整備基準を制定したことに伴い、福祉のまちづくり条例においても、宿泊施設の一般客室の整備基準を追加する規則改正を行いました。（令和元年9月1日施行）

## 2 条例の対象となる施設

- ◇ 都市施設（整備基準への適合努力義務がある施設）
- ◇ 特定都市施設（都市施設のうち、新設又は改修（建築物については、増築、改築、大規模の修繕、大規模の様式替え又は用途変更）の際に、整備基準への適合遵守義務があり、かつ工事着工前の届出が必要な施設）

	都市施設	特定都市施設	
建築物 (小規模建築物を含む。)	1 学校等施設	幼稚園、小・中・高等学校、大学、専修学校など	すべて
	2 医療等施設	病院、診療所、助産所、施術所、薬局	すべて
	3 興行施設	劇場、観覧場、映画館、演芸場など	1,000㎡以上
	4 集会施設	集会場(冠婚葬祭施設を含む。一の集会室の床面積が200㎡を超えるもの)、公会堂	すべて
		集会場(冠婚葬祭施設を含む。すべての集会室の床面積が200㎡以下のもの)	1,000㎡以上
		公民館など	200㎡以上
	5 展示施設等	展示場、自動車展示場など	1,000㎡以上
	6 物品販売業を営む店舗等	百貨店、スーパーマーケット、コンビニエンスストアなど	すべて
		卸売市場	2,000㎡以上
	7 宿泊施設	ホテル、旅館など	1,000㎡以上
	8 事務所	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	すべて
		事務所(他の施設に附属するものを除く。)	2,000㎡以上
	9 共同住宅等	共同住宅、寄宿舎、下宿など	2,000㎡以上
	10 福祉施設	老人福祉施設、児童福祉施設など	すべて
	11 運動施設又は遊技場等	体育館、水泳場、ボウリング場、遊技場など	1,000㎡以上
	12 文化施設	博物館、美術館、図書館など	すべて
	13 公衆浴場	公衆浴場、クアハウスなど	1,000㎡以上
	14 飲食店等	食堂、レストラン、喫茶店、ファーストフード店など	すべて
		キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールなど	1,000㎡以上
	15 サービス店舗等	郵便局、理髪店、クリーニング取次店など	すべて
	16 工業施設	工場など	2,000㎡以上
	17	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	すべて
18 自動車関連施設	駐車場	500㎡以上	
	自動車修理工場、自動車洗車場	200㎡以上	
	ガソリンスタンド	すべて	
	自動車教習所	1,000㎡以上	
19 公衆便所	公衆便所	すべて	
20 公共用歩廊	公共用歩廊	2,000㎡以上	
21 地下街	地下街など	2,000㎡以上	
22 複合施設	1から21の施設の複合建築物	2,000㎡以上	
道 路	道路	道路法による道路	すべて
公 園	公園等	都市公園、児童遊園、都立霊園、その他都立及び区市町村立公園など	すべて
公 共 交 通 施 設	公共交通施設	鉄道の駅、軌道の停留場、バスターミナル、港湾旅客施設、空港旅客施設	すべて
路 外 駐 車 場	路外駐車場で建築物及び小規模建築物以外のもの	500㎡以上	

### 3 施設整備の進め方



- ◇ 新設、改修に係る特定都市施設については、工事着手する日の30日前までに、整備基準適合の届出が必要です。(国・区市町村等が整備するものを除く。) 建築確認が必要な施設については、建築確認申請に先立って、届出を行ってください。

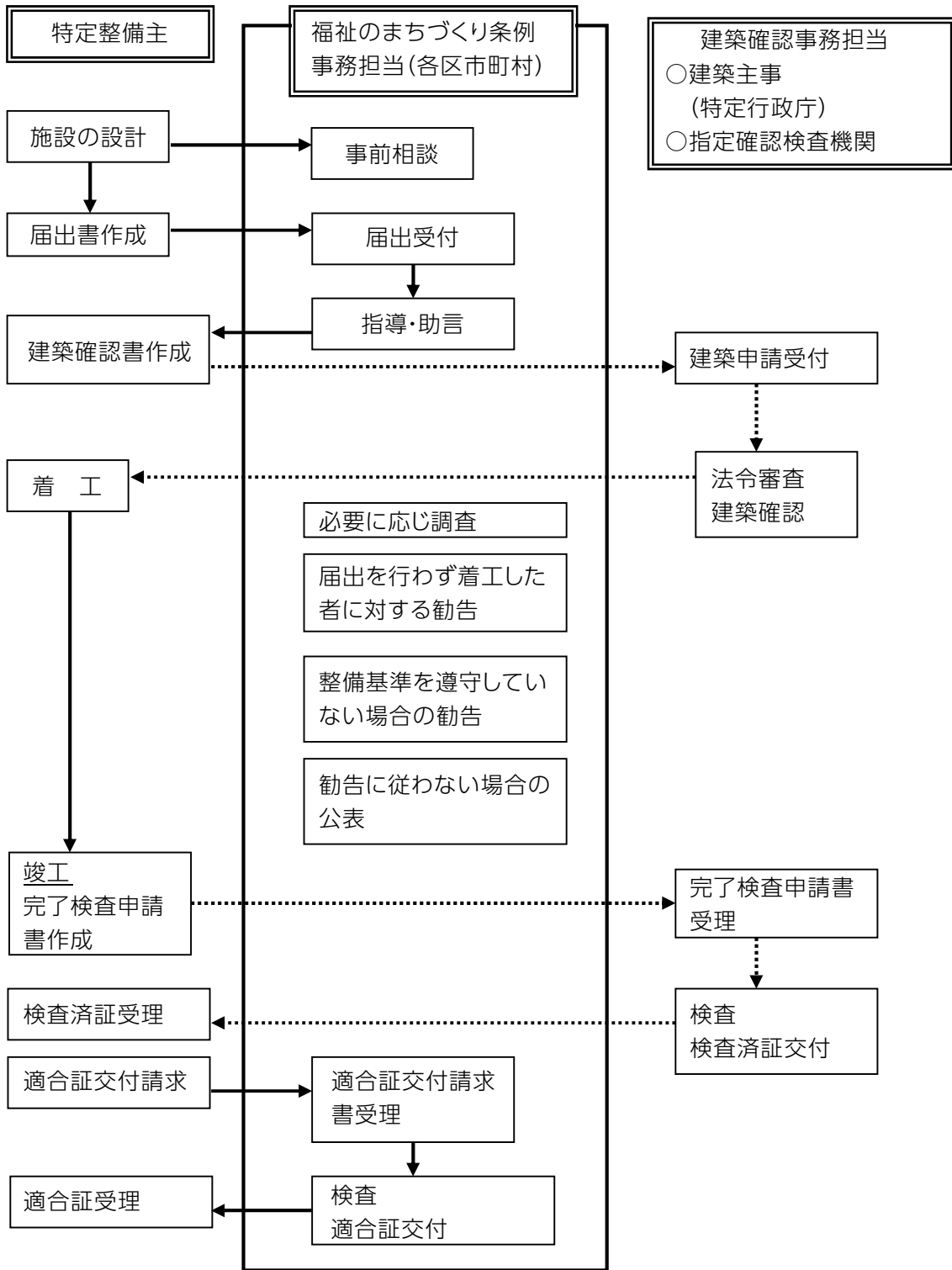
#### 必要な書類

- ・特定都市施設設置工事計画(変更)届出書(規則別記第3号様式又は第4号様式)
- ・特定都市施設整備項目表(規則別記第5号様式から第10号様式までのうち該当するもの)
- ・特定都市施設の区分に応じ、規則別表第12に定める図書  
(規則の別表及び様式は、資料編に掲載した「東京都福祉のまちづくり条例施行規則」をご覧ください。)

#### 届出の提出先

届出の提出先は、各区市町村の「東京都福祉のまちづくり条例担当部署」です。

## 4 事務手続の流れ



※特定整備主：特定都市施設の新設又は改修をしようとする者

# I 建築物（共同住宅等以外）

---





## ⑲店舗内の通路や座席

### 【基本的考え方】

整備基準では利用居室等の出入口までの整備を定めているが、高齢者、障害者等が円滑に店舗を利用するためには、店舗内の通路や座席の配置について配慮する必要がある。

### ■必要な整備

店舗内通路	<ul style="list-style-type: none"> <li>車椅子やベビーカーで、テーブルや目的の棚まで行けるような幅員（90cm程度）を確保する。</li> <li>店舗内において、車椅子使用者が転回できる場所を1以上確保する。</li> <li>商品や広告等を通路にはみ出して幅を狭めないようにする。</li> <li>段差を設けない。やむを得ず段差が生じてしまう場合は、傾斜路の設置やスロープの用意を行う。</li> </ul>	
店舗内での配慮 (座席)	<ul style="list-style-type: none"> <li>車椅子のまま利用できる席は店内全体に分散させ、席を選べることが望ましい。</li> <li>複数の車椅子使用者と一緒に利用できる席を確保することが望ましい。</li> <li>小規模の店舗等で通路幅を広く確保することが難しい場合でも、飲食店の場合は最低でも1箇所のテーブルまで車椅子使用者が単独で行けるようにする。</li> </ul>	
飲食店での配慮 (座席)	<ul style="list-style-type: none"> <li>車椅子使用者のひざが入るよう、テーブルの下部に高さ65cm程度、幅70cm程度、奥行き45cm程度のスペースを設ける。</li> <li>肘掛け椅子と肘掛けのない椅子を取り混ぜて配置することが望ましい。</li> <li>車椅子使用者が車椅子のまま席につけるよう、固定していない椅子で、テーブル席・カウンター席を用意する。また、椅子は軽く、位置を変えやすいものとする。</li> <li>テーブル席・カウンター席の高さは、「⑳カウンター」を参照</li> <li>座席の、蹴込みは座面奥行きの1/3以上を確保し、椅子の支柱や対角材が、蹴込みの妨げにならないよう配慮する。</li> <li>座席間の間仕切りは、可動式とする。</li> </ul>	→「@カウンター」参照
(その他)	<ul style="list-style-type: none"> <li>視覚障害や聴覚障害等、障害特性に応じて、点字や写真を活用した注文のしやすいメニューを用意する。</li> <li>点字メニューがない場合には、店員がメニューを読み上げる等により、視覚障害者に配慮する。</li> </ul>	
物販店での配慮 (商品棚)	<ul style="list-style-type: none"> <li>車椅子使用者や子供の視線でも選びやすく、手が届きやすくなるよう棚の高さに配慮するとともに、商品を整理して陳列する。</li> <li>外国人にも分かりやすいよう、多言語表記を行う。</li> </ul>	

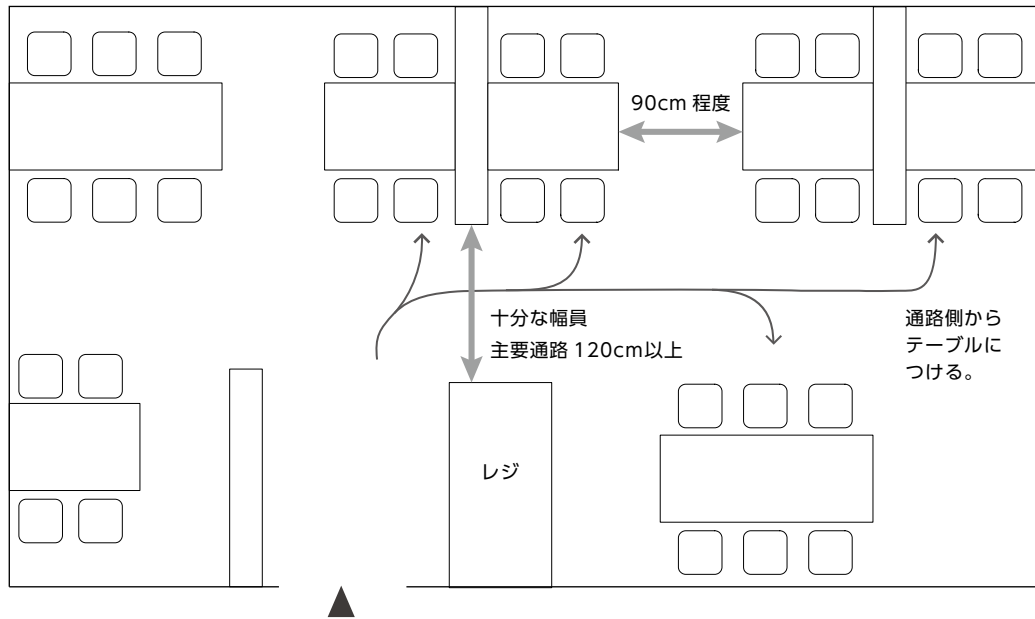
(レジカウンター)	<ul style="list-style-type: none"> <li>客と店員が円滑にお金や商品のやりとりや会話ができるレジカウンターの高さ及び車椅子使用者やベビーカー使用者等が使えるレジの通路幅を確保する。</li> <li>客側からも金額を確認できるようにする。</li> <li>手荷物や杖を置いて財布の出し入れができるように、レジ前に荷物や杖を一時的における台などを設置する。</li> </ul>	
(その他)	<ul style="list-style-type: none"> <li>客へのお知らせは、音声情報と視覚情報との両方で伝えるよう工夫する。</li> </ul>	

## ◆ソフト面の工夫

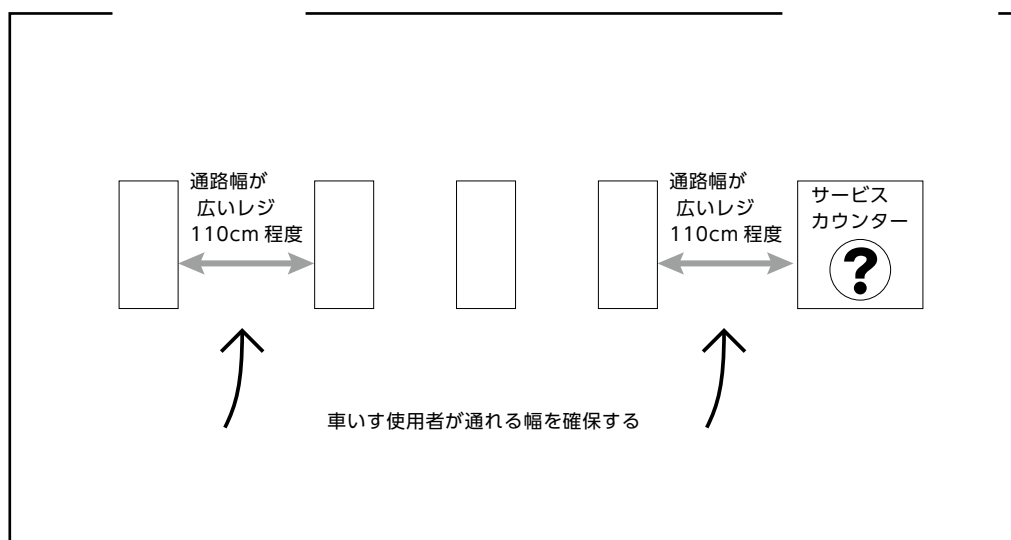
	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の円滑な利用や、施設内の整備が困難な場所の利用をできるようにするため、施設の職員等に対して接遇向上のための研修を行い、様々な利用者に対して、適切に対応できるようにする。</li> </ul>	
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

# 《 参 考 図 》

## 【図29.1】 店舗内通路



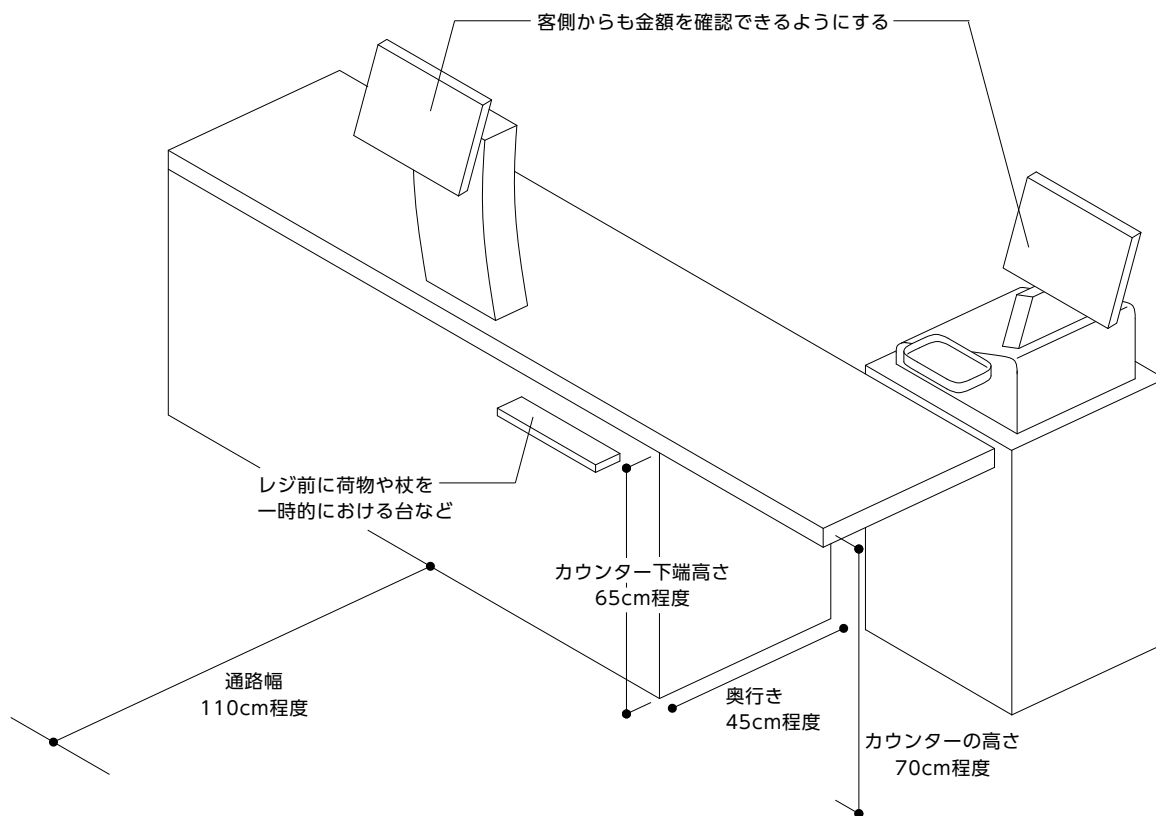
## 【図29.2】 店舗内通路（レジカウンターまわり）



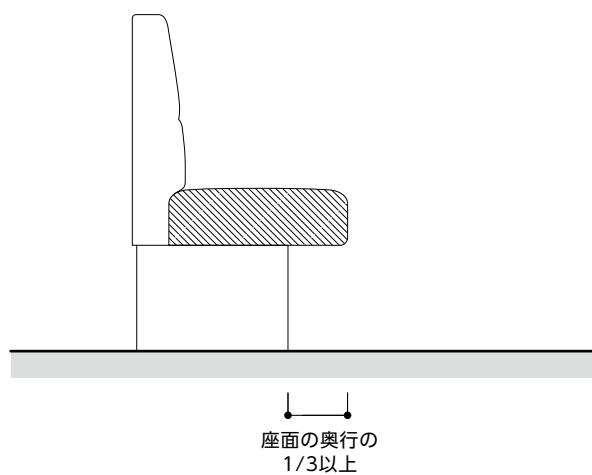
1章 建築物編  
I 建築物（共同住宅等以外）  
②9 店舗内の通路や座席

## 《 参 考 図 》

【図29.3】レジカウンター



【図29.4】座席の蹴込みスペース



## Ⅲ 小規模建築物

---

# 基本的考え方

## 1 基本的考え方

小規模建築物の利用特性を踏まえ、高齢者、障害者等が利用できるように整備をおこなう。

小規模建築物とは、床面積の合計が200㎡未満の建築物のうち規則で定めるものである。また、本整備基準は①出入口、②便所、③敷地内の通路について、小規模建築物の実態にあわせて、最低限の整備を求めるものである。

さらに、敷地の状況等により整備基準による整備が困難である場合には、仮設スロープ等の設置や管理者の介助などで対応し、高齢者、障害者等が利用できるようにする必要がある。

## 2 対象となる用途と規模

対象となる建築物は、以下の用途で床面積の合計が200㎡未満のものである。

- 診療所（患者の収容施設を有しないもの）
- 助産所、施術所又は薬局（医薬品の販売業を併せ行うものを除く。）
- 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 飲食店
- 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 一般ガス事業、一般電気事業、電気通信事業の用に供する営業所
- 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
- 給油取扱所

ただし、複合施設として特定都市施設となる複合建築物（床面積の合計2,000㎡以上）の場合は、小規模建築物の遵守基準ではなく、建築物（共同住宅等以外）の整備基準が適用される。

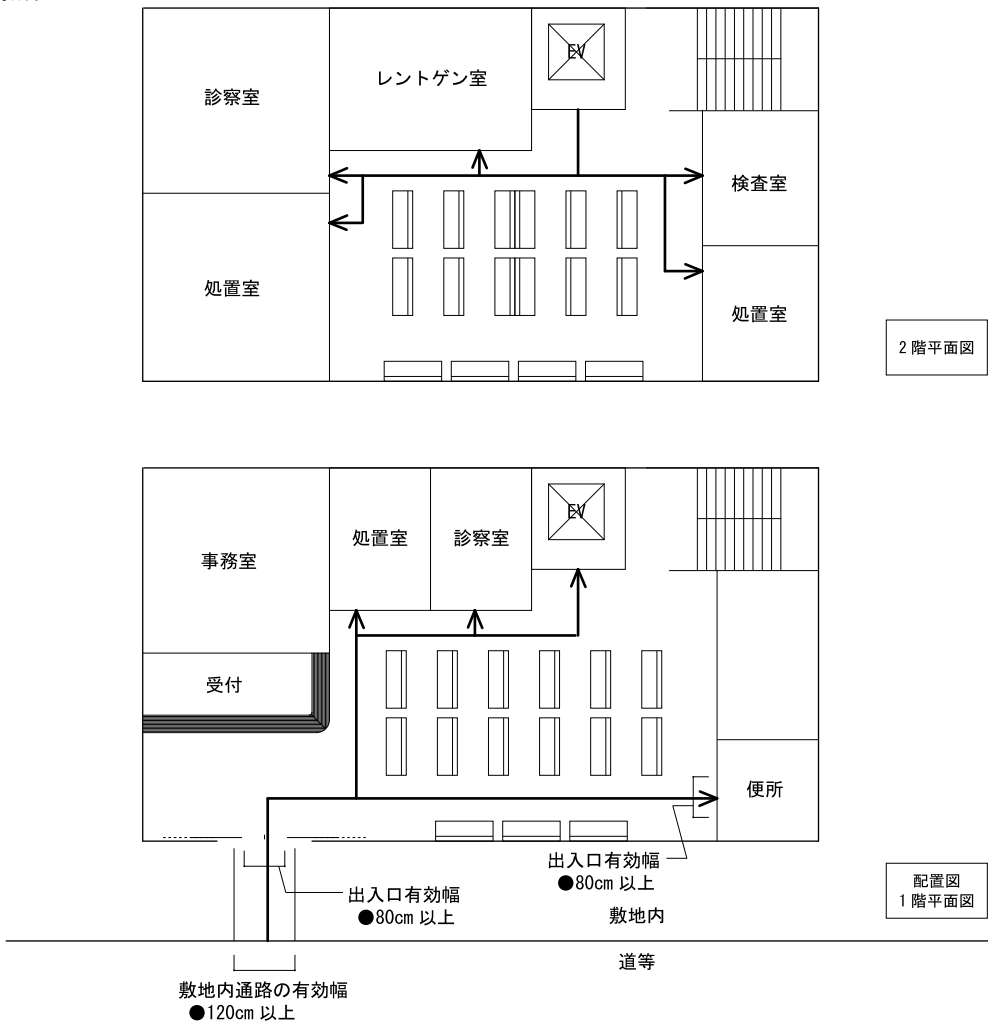
## 3 整備基準の種類

小規模建築物の遵守基準は、①出入口（P270）、②便所（P274）、③敷地内の通路（P278）の3項目である。なお、小規模建築物の努力基準は、建築物（共同住宅等以外）の努力基準となる。

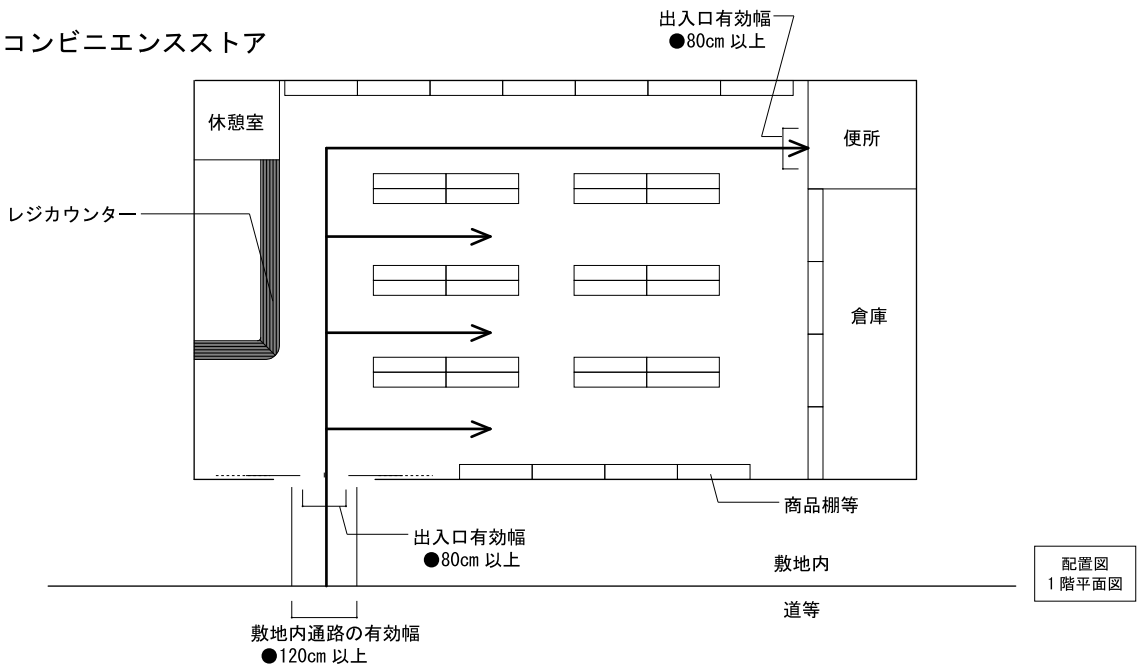
# 《 参 考 図 》

## 小規模建築物の整備例

### ■診療所



### ■コンビニエンスストア



# ① 出入口

## ■ 整備基準 (規則で定めた基準)

整備基準 (遵守基準)	
不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する出入口は、次に掲げるものでなければならない。ただし、直接地上へ通ずる出入口、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（以下この表において「利用居室」という。）の出入口並びに便所及び便房（2の項に掲げるものに限る。）の出入口に限る。	
[1]	幅は、80cm以上とすること。
[2]	通行の際に支障となる段差を設けないこと。ただし、敷地の状況、施設の構造その他の事情により段差を設けないことができない場合において、当該建築物を管理する者の介助等により、高齢者、障害者等が通行することが可能であるときは、この限りでない。
[3]	直接地上へ通ずる出入口と利用居室の出入口を結ぶ通行可能な経路を確保すること。（上下階の移動に係る部分は、この限りでない。）

## ■ 整備基準の解説

有効幅	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 主要な出入口、利用居室の出入口、車いす使用者が利用できるよう設置された便所及び便房の出入口の有効幅は、80cm以上とする。</li> <li>● 有効幅80cmは、車いす使用者が通過できる最低限の幅である。ここでいう幅とは、開放時の有効幅とし、開き戸の場合は戸を開けた状態での幅（戸厚を含めない幅）とし、引き戸の場合は引き残しを含めない幅とする。また、両開き戸の場合は、片側の戸のみの開放時有効幅とする。</li> <li>● 設計にあたっては、ドアの開閉機構を考慮したうえで、開口寸法、ドア寸法などを決定する。</li> </ul>	→【図1.1】参照
段差の禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 車いす使用者が通過できるよう、段差は設けない。</li> <li>● ただし、敷地の形状や施設の構造上、段差の解消が困難である場合において、仮設スロープ（補助スロープ板）の設置や管理者等の介助などにより、高齢者、障害者等が円滑に通行可能であるときは、この限りでない。その際は、だれも見やすい位置に介助が可能である旨を表示したり、管理者呼出し用インターホンを設けたりするなどの配慮をする。</li> <li>● 出入口の前後には、車いす使用者が利用できるよう、水平部分を設ける。</li> <li>● 外部出入口の建具は雨仕舞の関係から多少の段差が生じてくる場合があり、その際にはすりつけを設ける等、車いす使用者の通行に支障とならない配慮を行う。</li> </ul>	→2cm以下の段差は許容
経路の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 主要な出入口と利用居室の出入口を結ぶ経路上に、障害物や荷物などがあると、その建築物を円滑に利用することができないため、最低でも車いす使用者が通過できる程度の通路幅を確保し、段差を設けない。</li> <li>● 地上階以外の階に利用居室を設ける場合には、エレベーターその他の昇降機を設置して上下階の移動を確保することが原則であるが、施設の構造上、エレベーターその他の昇降機の設置が困難である場合は、この限りでない。</li> </ul>	

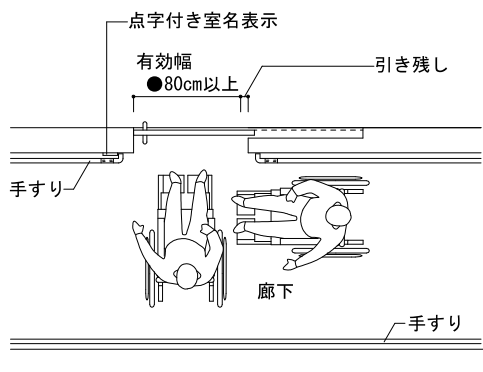


その他の 注意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>● 開閉動作の難易度からみると、引き戸のほうが開き戸より簡単である。 一般に推奨されている順位としては、①自動式引き戸、②手動式引き戸の順である。</li><li>● 引き戸は軽い力で開閉できるものとする。</li><li>● そのほか戸の構造については、建築物（共同住宅等以外）の整備項目「②出入口」の整備基準の解説を準用する。</li><li>○ 努力基準は、建築物（共同住宅等以外）の整備基準が適用される。</li></ul>	→【図1.2】参照
--------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------

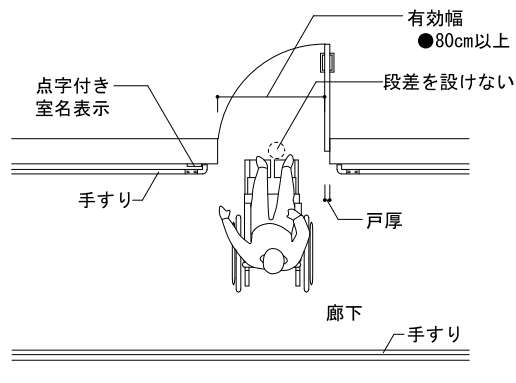
# 《 参 考 図 》

【図1.1】戸幅の寸法

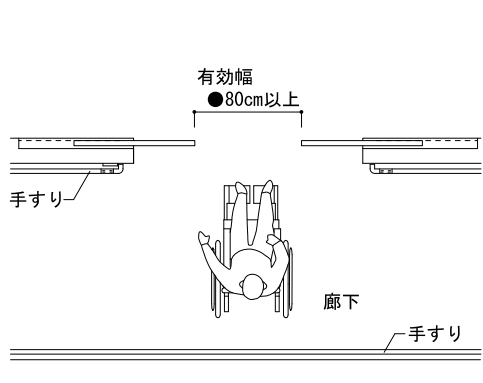
■引き戸の場合



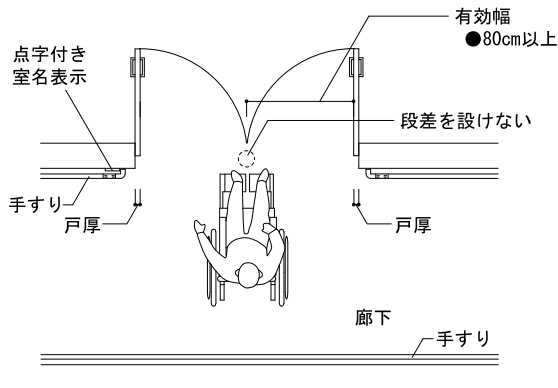
■開き戸の場合



■自動扉の場合

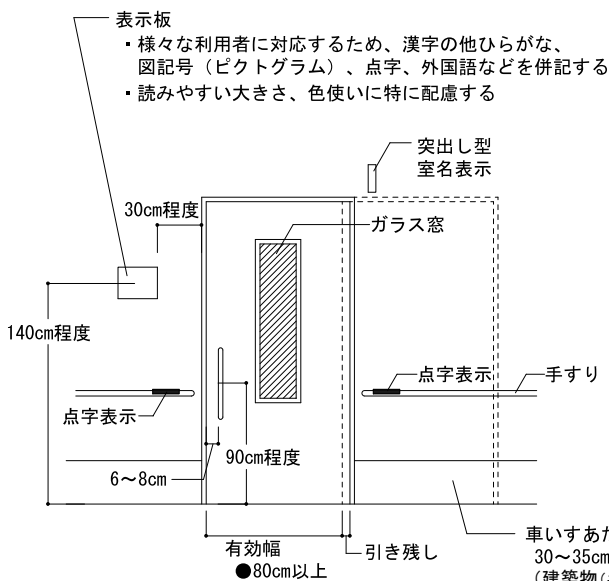


■両開き戸の場合

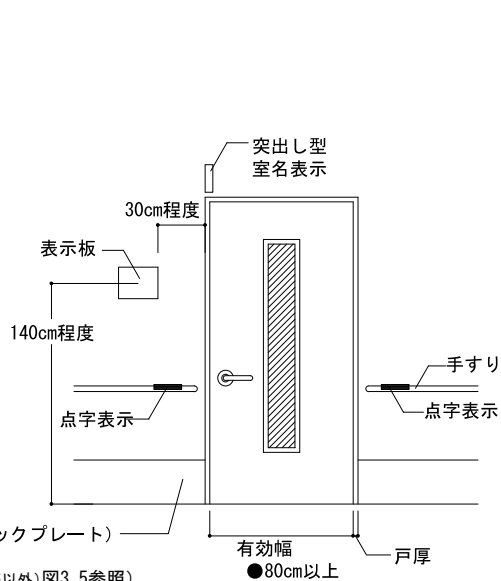


【図1.2】出入口の例

■引き戸の場合



■開き戸の場合





## ② 便所 (トイレ)

### ■ 整備基準 (規則で定めた基準)

整備基準 (遵守基準)	
不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上に、車いす使用者が利用することができる次に掲げる構造の便房を1以上設けること。	
[1]	腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。
[2]	車いす使用者が利用することができるような空間であること。
[3]	直接地上へ通ずる出入口と当該便房の出入口を結び通行可能な経路を確保すること。(上下階の移動に係る部分は、この限りでない。)

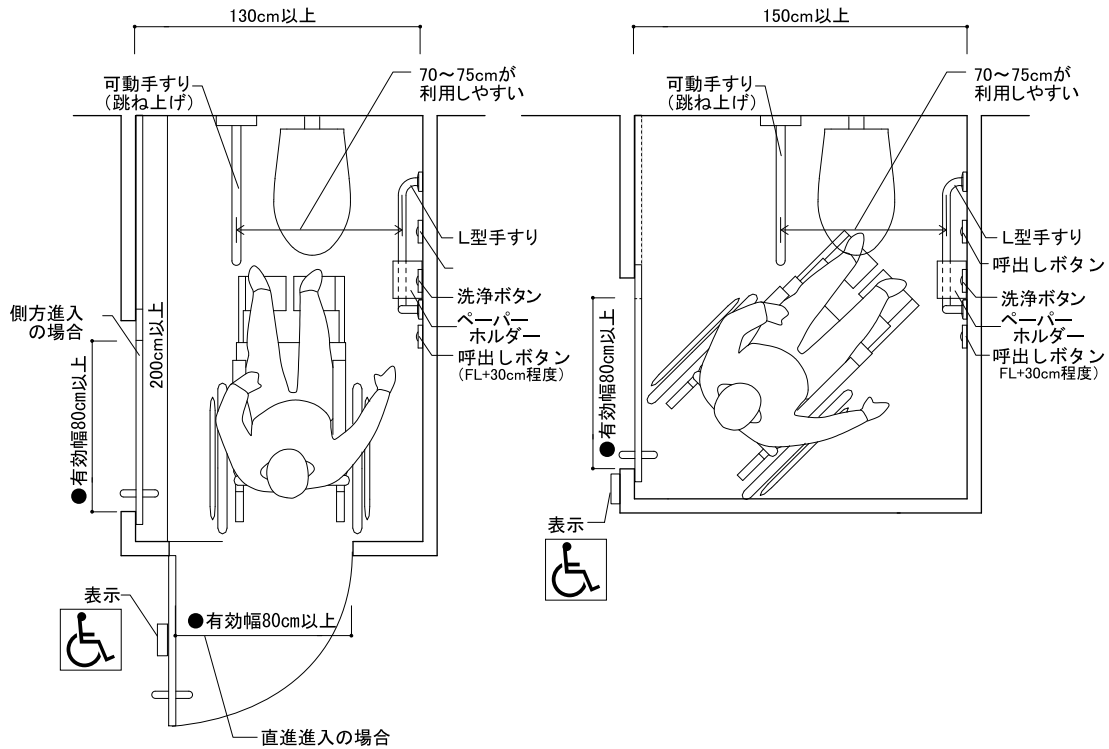
### ■ 整備基準の解説

出入口	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 便所及び便房の出入口の有効幅は、80cm 以上とする。</li> <li>● 車いす使用者が利用できる便房が一般便所内に設けられている場合は、その一般便所の出入口の有効幅も、80cm 以上とする。</li> <li>● 内開き戸は、車いす使用者が入室した後のドア閉めが困難であり、かつ、便房内で転倒した場合、体や車いすがじゃまになって戸が開かず、救出しにくいので避ける。</li> <li>● 自動式引き戸の開閉ボタンは車いす使用者が接近しやすいように、便房内設備等のレイアウトに配慮する。</li> </ul>	<p>→【「①出入口」参照</p> <p>→【図2.3】参照</p>
(1)設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 手すりは全体重をかけて使用されることが多いので、取り付けを堅固にする。</li> <li>● 手すりは便器の両側の利用しやすい位置に、垂直、水平に設ける。また、車いすを便器と平行に寄り付けて利用する場合等に配慮し、壁付の手すりと反対側の手すりは可動式とする。</li> <li>● 横手すりは便座から 20cm から 25cm 程度上方の高さ、縦手すりは便器先端から 25cm 程度前方の位置に、便座の中心から両側の手すりが同距離になるように設置する。</li> <li>● 便器横の手すりより洗面器等の設備機器が前に出ていると、便器正面への車いすの寄り付けが困難となるため、注意する。洗面器等の設備機器は、便器の前方及び側面に車いすを寄り付け、便器に移乗するために必要なスペースを確保して設置する。また、便房内に十分なスペースが確保されない場合には、小さめの洗面器又は手洗器を設置する。洗面器の手すりは、スペースに余裕がある場合のみに設置し、車いす使用者の洗面器の利用にも配慮する。</li> <li>● 洗面器下部に車いす使用者の膝が入るスペースを確保する。</li> <li>● 吐水口の位置は、車いす使用者が利用しやすい位置に設ける。</li> <li>● 洗浄装置、ペーパーホルダー、非常用の呼出しボタンの配置は JIS S 0026 に準ずる。また、非常用の呼出しボタンを設ける場合は、床に転倒した際にも手が届く位置にも設けるか、ひもでも操作できるものとする。</li> <li>● 洗浄装置の基本はボタン式とする。また、自動洗浄式や感知式を設ける場合は、ボタン式を併設する。</li> </ul>	<p>→【図2.4】参照</p>

(2)便房の 大きさ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 可能な限り車いす使用者が円滑に利用できる便房として、内法 200cm × 200cm 以上のものを設置する。ただし、施設の構造上これらの便房の設置が困難な場合は、内法 130cm × 200cm 以上（直進又は側方進入）、又は内法 150cm × 180cm 以上（側方進入）の簡易型車いす使用者用便房を設置する。</li> <li>● 既存建築物の改修等の構造上やむをえない場合は、内法 120cm × 220cm 以上（側方進入）、又は、内法 100cm × 180cm 以上（直進進入）のものを設置する。</li> <li>● 車いすから便座への移乗は便器の側面（障害にもよるが一般的にこの方法が最も容易）または前方からなされるため、便器の前方及び側面に車いすを寄り付け、便器へ移乗するために必要なスペースを適切に設けるとともに、便器の両側に手すりをつける必要がある。また、衛生機器等は車いす使用者が利用しやすい位置に配置する。</li> <li>● 出入口幅や便房への進入方向によって、車いす使用者が利用できない場合があるので便器前の空間の広さや便房内部の設備等のレイアウトなどに十分な配慮が必要である。</li> </ul>	<p>→【図2.1】参照</p> <p>→【図2.2】参照</p>
(3)経路の 確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 主要な出入口と当該便房の出入口を結ぶ経路上に、障害物や荷物などがあると、その建築物を円滑に利用することができないため、最低でも車いす使用者が通過できる程度の通路幅を確保し、段差を設けない。</li> <li>● 地上階以外の階に当該便房を設ける場合には、エレベーターその他の昇降機を設置して上下階の移動を確保することが原則であるが、施設の構造上、エレベーターその他の昇降機の設置が困難である場合は、この限りでない。</li> </ul>	
その他の 注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● オストメイト用汚物流しを設けた便房や、便器に簡易型水洗器具を設けた便房を設置するよう配慮する。</li> <li>● 車いす使用者の手の届く高さに手荷物棚又はフックを設置する。ただし、人がぶつからないように配慮すること。また、仮に当たっても怪我をしにくい丸みを帯びているものとする。</li> <li>● 照明スイッチ、扉の開閉ボタン、扉の取っ手は、車いす使用者の利用を考慮し、操作しやすい位置に設ける。</li> <li>● 洗面器のほかに手洗器を設ける場合は、便器に腰掛けのまま利用できる位置に設け、水栓器具はレバー式など操作が容易なものとする。</li> <li>● 使用中の表示は施錠と連動させ、目につきやすい位置に設ける。</li> <li>● 床面は、水洗いができ、かつ濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択する。</li> <li>○ 努力基準は、建築物（共同住宅等以外）の整備基準が適用される。</li> </ul>	<p>→【図2.5】</p> <p>【図2.6】参照</p>

# 《 参 考 図 》

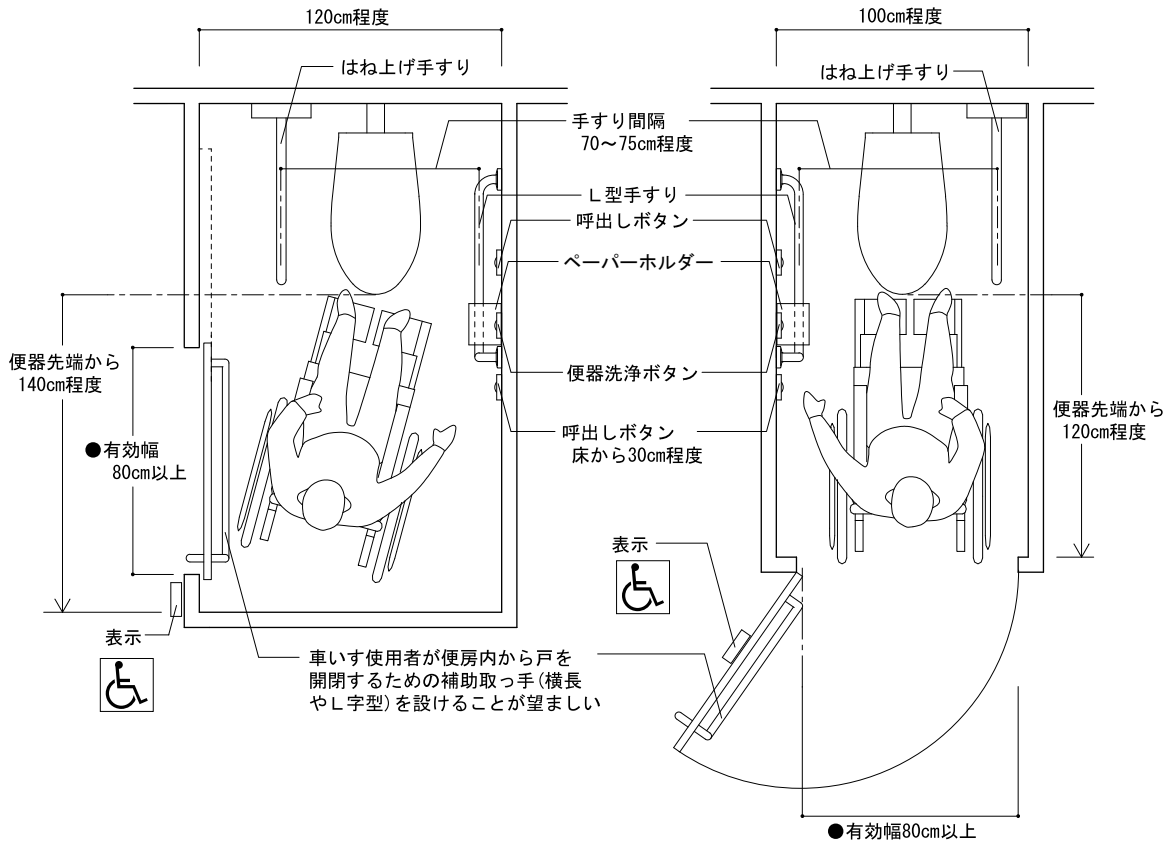
【図2.1】簡易型車いす使用者用便房の例



【図2.2】既存建築物の改修等の構造上やむをえない場合等の車いす使用者用便房の例

■側方進入の場合

■前方進入の場合

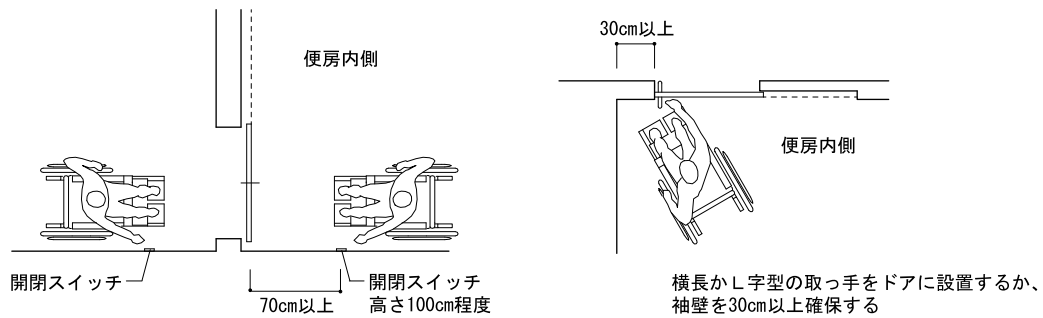


## 《 参 考 図 》

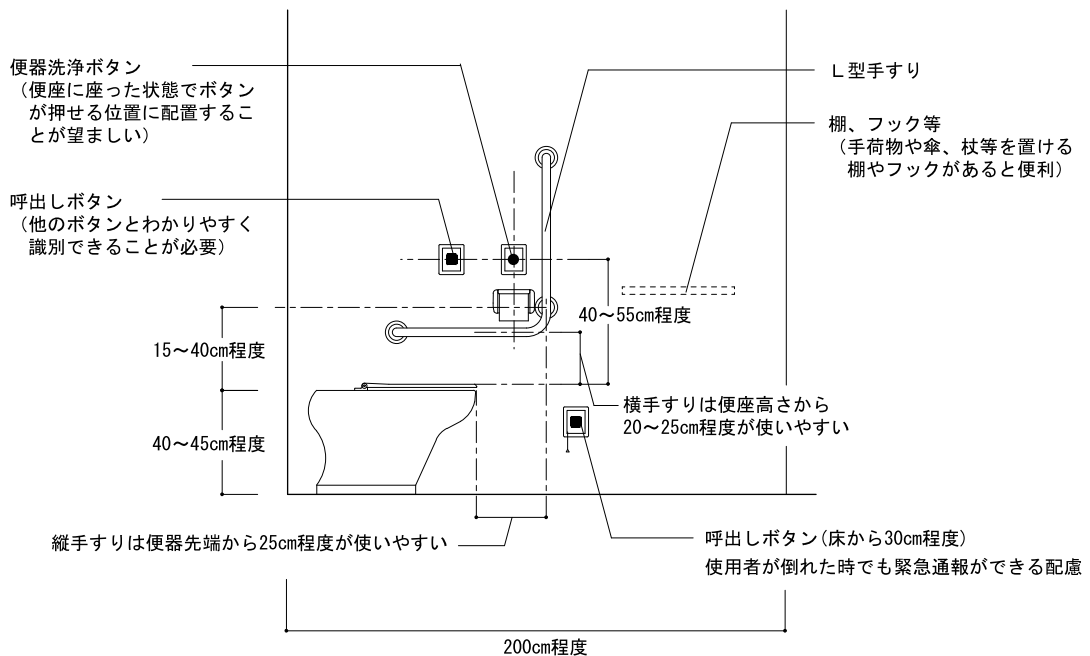
【図2.3】開閉ボタンや扉の取っ手の設置位置

■自動ドア(引き戸)の場合

■手動ドア(引き戸)の場合

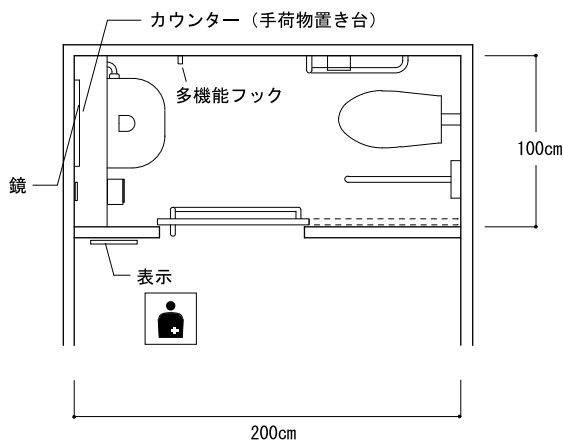


【図2.4】ボタンの配置例

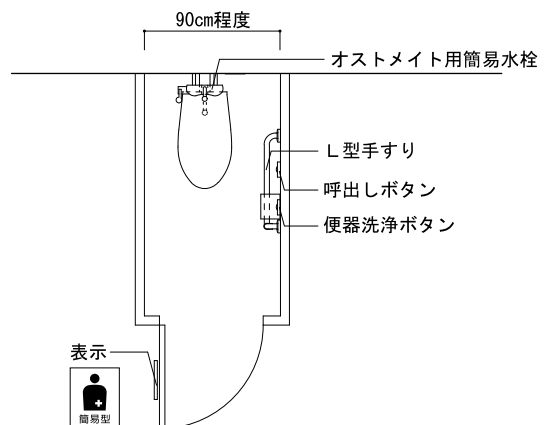


※ペーパーホルダー、便器洗浄ボタン、呼出しボタンはJIS S 0026参照

【図2.5】オストメイト対応便房



【図2.6】オストメイト用簡易水栓を設けた例



### ③敷地内の通路

#### ■整備基準（規則で定めた基準）

整備基準（遵守基準）	
不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路（道等から1の項に定める基準を満たした直接地上へ通ずる出入口までのものに限る。）は、1以上に次に掲げるものとしなければならない。	
[1]	幅は、120cm以上とすること。
[2]	通行の際に支障となる段差を設けないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
(1)	傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合
(2)	敷地の状況、施設の構造その他の事情により段差を設けないことができない場合において、当該建築物を管理する者の介助等により、高齢者、障害者等が通行することが可能であるとき

#### ■整備基準の解説

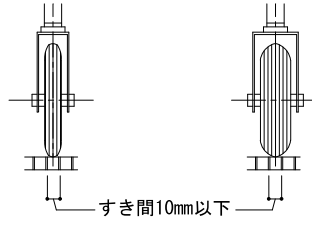
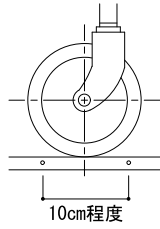
(1)有効幅	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 歩行者が横向きになって、車いす使用者とすれ違える幅が120cmである。</li> </ul>	
(2)段差の禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 敷地内の通路には段差を設けないことを原則とする。</li> <li>● ただし、車いす使用者が通行することができる傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。なお、車いす使用者が自力で上ることができる傾斜路の勾配は、1/12以下である。</li> <li>● また、敷地の形状や施設の構造上、段差の解消が困難である場合において、仮設スロープ（補助スロープ板）の設置や管理者等の介助などにより、高齢者、障害者等が円滑に通行可能であるときは、この限りでない。その際は、だれもが見やすい位置に介助が可能である旨を表示したり、管理者呼出し用インターホンを設けたりするなどの配慮をする。</li> <li>● アプローチの通路面には、原則として排水溝などは設けない。やむを得ず設ける場合は、溝蓋を設け、仕上げ、溝の間隔等は車いす使用者、杖使用者等の通行に支障のないものとする。車いすのキャスターや杖の落ち込みは、動かなくなるだけでなく、転倒の危険もある。</li> <li>● 敷地境界では、道等との間にすりつけを行う等、通行の支障となる段差は設けない。</li> </ul>	→【図3.1】参照
その他の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 敷地内の通路は、歩車道の分離に配慮する。</li> <li>● 雨掛りによる濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択する。</li> <li>○ 努力基準は、建築物（共同住宅等以外）の整備基準が適用される。</li> </ul>	



## 《 参 考 図 》

【図3.1】車いすの前輪が落下しない配慮

■車いす前輪の大きさ ■手動車いす ■電動車いす



■ふたの概要

